

4-2 騒音

(1) 調査対象地域

施設の稼働に伴う騒音の影響については、影響が考えられる事業予定地周辺の地域とした。
なお、事業予定地近傍には人家等は存在しない。

廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響については、事業予定地周辺の主要な交通ルートで人家等が存在する地域とした。

(2) 現況把握

ア 現況把握項目

現況把握項目は、表 4-2-1 のとおりである。

表 4-2-1 騒音の現況把握項目

調査項目		既存資料調査	現地調査
騒音の状況（施設）	騒音レベル	—	○
騒音の状況（道路）	交通量	○	○

イ 現況把握方法

a 調査地点

① 既存資料調査

交通量の調査地点は、事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの一般交通量調査地点（8 地点）とした。

② 現地調査

騒音の調査地点は、図 4-2-1 に示す事業予定地の敷地境界（塀の内側）の 5 地点とした。
交通量の調査地点は、図 4-1-1（p4-54 参照）に示す事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの 1 地点（一般国道 366 号：大府市横根町地内）とした。

b 調査時期

① 既存資料調査

既存資料（交通量）は、平成 22 年度とした。

② 現地調査

現地調査期間は、表 4-2-2 のとおりである。

表 4-2-2 騒音の現地調査期間

調査項目	調査地点	調査期間
騒音レベル	事業予定地敷地境界	平成 25 年 11 月 6 日（水）11 時～11 月 7 日（木）7 時
交通量	一般国道 366 号 （大府市横根町地内）	平成 25 年 10 月 22 日（火）7 時～19 時

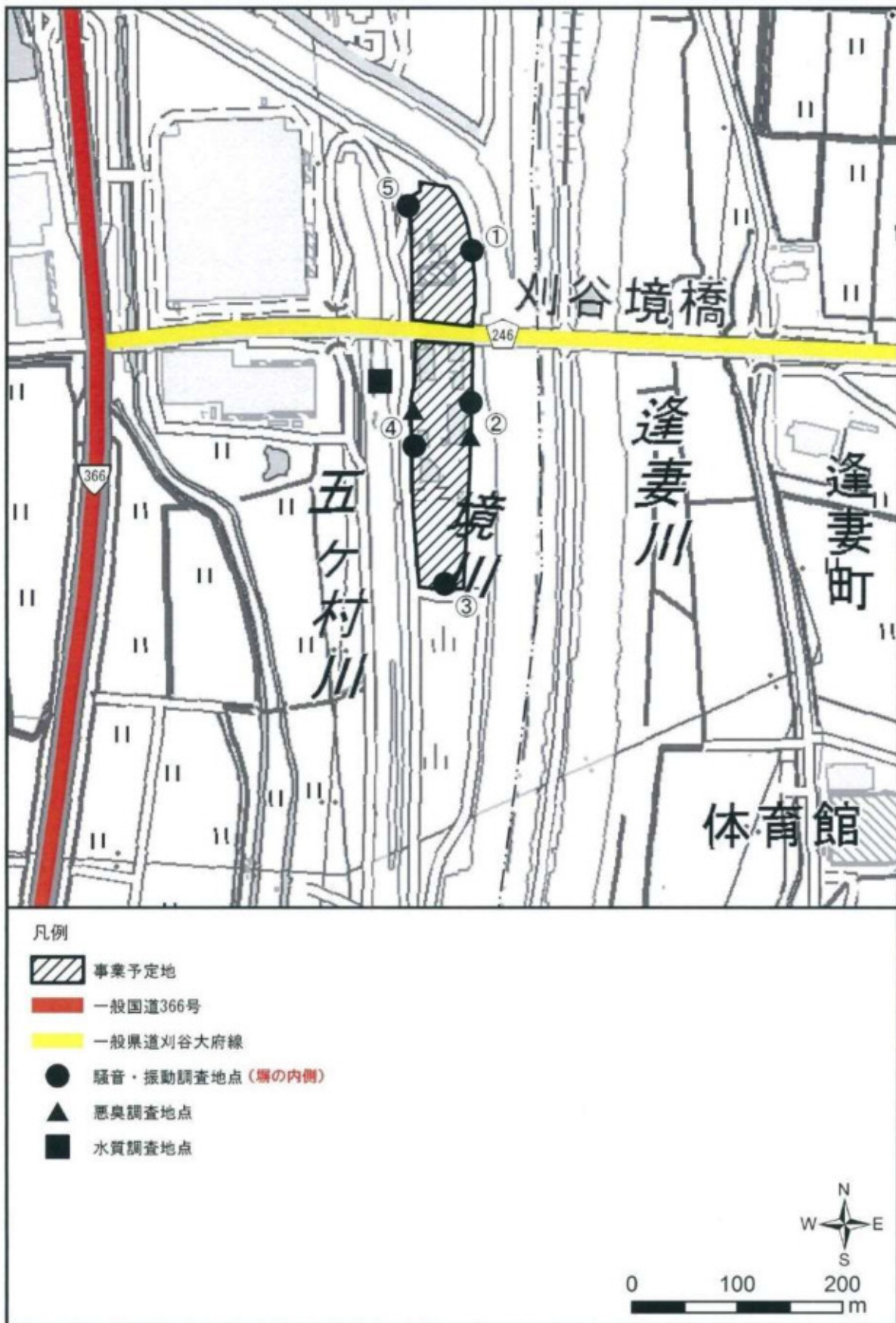


図 4-2-1 現地調査地点 (騒音、振動、悪臭、水質)

c 調査方法

① 既存資料調査

収集した既存資料を整理・解析した。

② 現地調査

現地調査方法は、表 4-2-3 のとおりである。

表 4-2-3 騒音の現地調査方法

調査項目	調査方法
騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に準拠して実施した。
交通量	大型車、中型車、小型貨物車、乗用車の 4 車種及び自動二輪車について、車線毎にカウンタによる人手観測により交通量を調査した。

ウ 現況把握の結果

a 既存資料調査

「第 3 章 地域の概況」の「交通の状況」（p3-30 参照）のとおりである。

b 現地調査

① 騒音

騒音の調査結果は表 4-2-4 のとおりである。

事業予定地敷地境界（**塀の内側**）の騒音レベルは、朝が 46～54dB、昼間が 46～52dB、夕が 43～58dB、夜間が 46～54dB であり、①、②、⑤地点の夜間及び①地点の夕を除いて特定工場等において発生する騒音の規制基準値を下回っている。

表 4-2-4 敷地境界における騒音の調査結果（ L_{A5} ）

（単位：dB）

調査地点	測定値				規制基準
	朝 (6 時～8 時)	昼間 (8 時～19 時)	夕 (19 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)	
①	54	49	58	54	昼間：60 朝夕：55 夜間：50
②	53	52	52	52	
③	48	46	43	46	
④	46	46	46	50	
⑤	49	49	49	51	

注：1. 調査地点の番号は、図 4-2-1 に対応している。

2. 騒音レベルは、各時間区分における測定値（ L_{A5} ）の算術平均値を示す。

3. 規制基準は、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年愛知県告示第 800 号）に定める第 3 種区域（用途地域の定められていない地域）の規制基準を示す。

② 交通量

交通量の調査結果は、「4-1 大気質 交通量」（p4-62 参照）のとおりである。

イ 廃棄物運搬車両の走行

a 予測対象時期

施設の稼働と廃棄物の運搬が定常の状態に達した時期とした。

b 予測項目

廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音とした。

c 予測方法

① 予測地点

事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの1地点（一般国道366号：大府市横根地内）とした（図4-1-1（p4-54）参照）。

② 予測手法

a. 予測手順

一般社団法人日本音響学会が提案している道路交通騒音の予測モデル（ASJ RTN-Model2013）により、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の予測を行った。

廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測手順は、図4-2-5のとおりである。

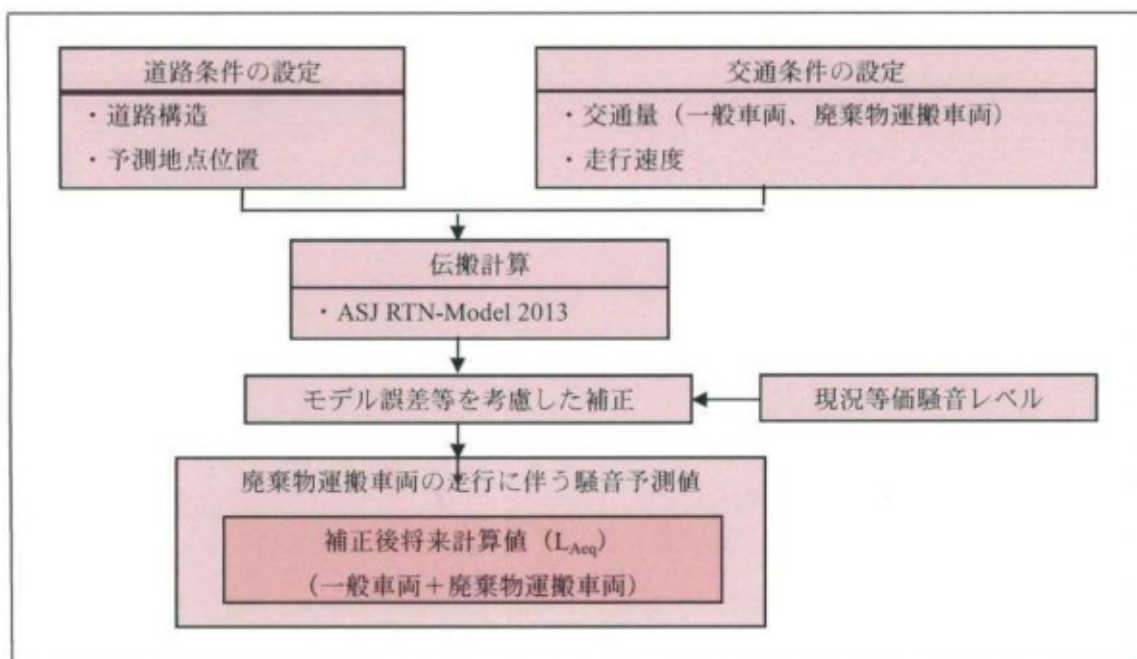


図 4-2-5 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測手順

b. 予測式

(a) 基本式

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left(10^{L_{AE}/10} \cdot \frac{N_T}{T} \right) = L_{AE} + 10 \log_{10} \frac{N_T}{T}$$

$$L_{AE} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{T_0} \sum_i 10^{L_{A,i}/10} \cdot \Delta t_i \right)$$

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$$L_{WA} = a + b \log_{10} V + C$$

$$\Delta L_{cor,i} = \Delta L_{dif,i} + \Delta L_{grnd,i} + \Delta L_{air,i}$$

[記号]

L_{Aeq}	: 等価騒音レベル (dB)
L_{AE}	: 単発騒音暴露レベル (dB)
$L_{A,i}$: i 番目の音源位置から予測地点に到達する A 特性音圧レベル (dB)
Δt_i	: 音源が i 番目の区間に存在する時間 (s)
N_T	: 対象時間内の交通量 (台)
T	: 対象時間 (s) (=3600)
T_0	: 基準時間 (s) (=1)
$L_{WA,i}$: i 番目の音源位置における自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル (dB)
r_i	: i 番目の音源位置から予測地点までの直達距離 (m)
$\Delta L_{cor,i}$: i 番目の音源位置から予測地点に至る音の伝搬に影響を与える各種の減衰要素に関する補正量 (dB)
a, b	: 定数項 (a =大型車; 88.8, 小型車; 82.3, 二輪車; 85.2, b =10)
V	: 走行速度 (km/h)
C	: 基準値に対する補正項 (=0)
$\Delta L_{dif,i}$: 回折に伴う減衰に関する補正量 (dB) (=0)
$\Delta L_{grnd,i}$: 地表面の影響による減衰に関する補正量 (dB) (=0)
$\Delta L_{air,i}$: 空気の音響吸収による減衰に関する補正量 (dB) (=0)

(b) 地域特性を考慮した計算値補正式

将来予測における道路条件や交通条件、モデル誤差等を考慮し、次式に示す式で計算値を補正する。

$$L'_{Aeq} = L_{se} + (L_{gj} - L_{ge})$$

[記号]

L'_{Aeq}	: 補正後将来計算値 (dB)
L_{se}	: 将来計算値 (dB)
L_{gj}	: 現況測定値 (dB)
L_{ge}	: 現況計算値 (dB)

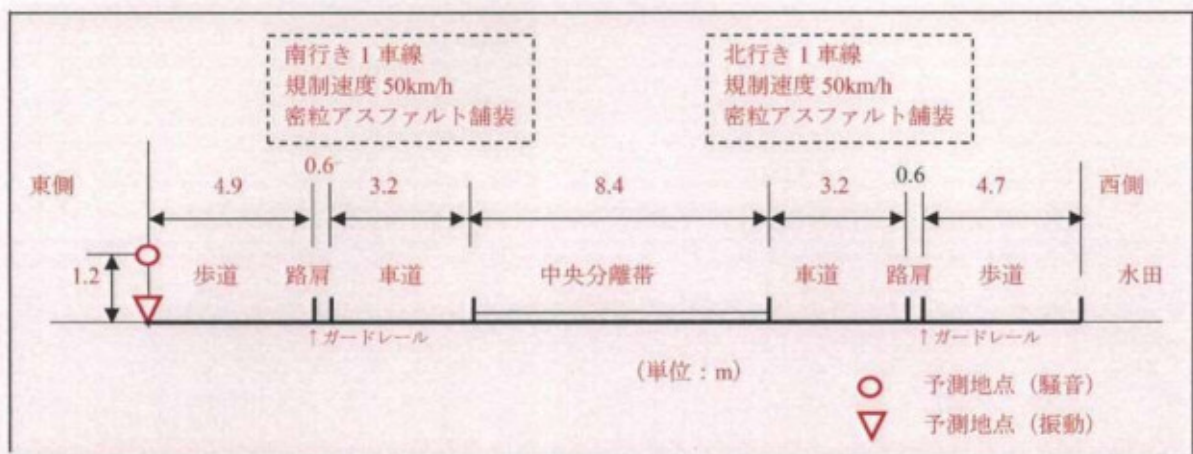
c. 予測条件

予測に用いた車種別交通量及び走行速度は表 4-2-9、予測地点の道路断面構造は図 4-2-6 のとおりである。

表 4-2-9 予測に用いた車種別交通量及び走行速度

予測地点	走行速度 (km/h)	時間の区分	車種	交通量 (台)			
				現況		将来	
				一般車両	一般車両	廃棄物運搬車両	合計
大府市横根町地内	50	昼間	小型車	6,338	6,338	0	6,338
			大型車	1,745	1,745	84	1,829
			二輪車	116	116	0	116
			合計	8,199	8,199	84	8,283

- 注：1. 走行速度は、規制速度である。
 2. 時間の区分の昼間は 7～19 時を示す。
 3. 交通量は、廃棄物運搬車両が通行する時間帯（7 時～19 時）の往復交通量を示す。一般車両には現状の廃棄物運搬車両を含む。
 4. 将来の一般交通量は、予測地点における現況交通量とした。また、予測地点を通行する廃棄物運搬車両は全体の約 70%であるが、全台が通過するものとした。



注：道路断面構造は、「東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」（東部知多衛生組合、平成 26 年）における同予測地点の調査結果を引用した。

図 4-2-6 予測地点の道路断面構造

d 予測結果

廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果は、表 4-2-10 のとおりである。

表 4-2-10 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果 (L_{Aeq})

(単位：dB)

予測地点	時間の区分	現況測定値 (一般車両)	騒音レベル予測結果				環境基準	要請限度
			現況計算値 (一般車両)	将来計算値 (一般車両+廃棄物運搬車両)	補正後将来計算値 (一般車両+廃棄物運搬車両)	廃棄物運搬車両による増分		
		a			b	b - a		
大府市横根町地内	昼間	(68)	70	70	(68)	0	70	75

- 注：1. 時間の区分の昼間は 7～19 時を示す。
 2. 現況測定値及び補正後将来計算値の欄は、「東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」（東部知多衛生組合、平成 26 年）における同予測地点の調査結果を引用し、参考として () を付して示した。

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

a 影響の回避または低減

施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて検討した。

b 生活環境の保全上の目標との整合性

環境影響の予測結果を踏まえて、環境保全に関する目標との整合性について検討した。

① 施設の稼働

施設の稼働に伴う騒音の予測結果と表 4-2-10 に示す環境保全目標を比較することにより行った。環境保全目標は、「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年愛知県告示第 800 号）における第 3 種区域（用途地域の定められていない地域）の規制基準とした。

表 4-2-11 施設の稼働に伴う騒音の環境保全目標

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第3種区域（用途地域の定められていない地域）	55	60	55	50

② 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による騒音の予測結果と表 4-2-12 に示す環境保全目標を比較することにより行った。環境保全目標は、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度におけるb区域の2車線を有する道路に面する区域の要請限度とした。

表 4-2-12 廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の環境保全目標

予測項目	時間の区分		自動車騒音の要請限度 (b区域の2車線を有する道路に面する区域)
	昼間	6～22時	75dB
道路交通騒音	昼間	6～22時	75dB

イ 影響の分析結果

a 施設の稼働

① 影響の回避または低減

施設の稼働に伴う騒音の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・騒音が発生する機器は、できる限り建屋内へ収納する。
- ・内壁等に吸音材を設置する。
- ・騒音が発生する機器は低騒音型とするなど、騒音対策を行う。
- ・機器は、できる限り敷地境界から離れた配置とする。
- ・定期的に機器の点検整備を行う。

これらの措置を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音の周辺環境へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

施設の稼働に伴う敷地境界における予測結果は朝・昼間・夕・夜間で最大 47dB であり、特定工場等において発生する騒音の規制基準値を下回っていることから、騒音の環境保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

b 廃棄物運搬車両の走行

① 影響の回避または低減

廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・廃棄物の運搬に当たっては、短時間に集中しないように努める。
- ・車両の走行に当たっては、車両の適正な維持管理、規制速度の遵守等を行う。

これらの措置を講じることにより、廃棄物運搬車両の走行による騒音の周辺環境へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

廃棄物運搬車両の走行に伴う予測結果は、予測地点で自動車騒音の要請限度以下となっていることから、生活環境の保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

4-3 振 動

(1) 調査対象地域

施設の稼働に伴う振動の影響については、影響が考えられる事業予定地周辺の地域とした。
なお、事業実施区域近傍には人家等は存在しない。

廃棄物運搬車両の走行による振動の影響については、事業予定地周辺の主要な交通ルートで人家等が存在する地域とした。

(2) 現況把握

ア 現況把握項目

現況把握項目は、表 4-3-1 のとおりである。

表 4-3-1 振動の現況把握項目

調査項目		既存資料調査	現地調査
振動の状況（施設）	振動レベル	—	○
振動の状況（道路）	交通量	○	○

イ 現況把握方法

a 調査地点

① 既存資料調査

交通量の調査地点は、事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの一般交通量調査地点（1地点）とした。

② 現地調査

振動の調査地点は、図 4-2-1（p4-93 参照）に示す事業予定地の敷地境界（**塀の内側**）の3地点とした。

交通量の調査地点は、図 4-1-1（p4-54 参照）に示す事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの1地点（一般国道366号：大府市横根町地内）とした。

b 調査時期

① 既存資料調査

既存資料（交通量）は、平成22年度とした。

② 現地調査

現地調査期間は、表 4-3-2 のとおりである。

表 4-3-2 振動の現地調査期間

調査項目	調査地点	調査期間
振動レベル	事業予定地敷地境界	平成25年11月6日（水）11時～11月7日（木）7時
交通量	一般国道366号 （大府市横根町地内）	平成25年10月22日（火）7時～19時

c 調査方法

① 既存資料調査

収集した既存資料を整理・解析した。

② 現地調査

現地調査方法は、表 4-3-3 のとおりである。

表 4-3-3 振動の現地調査方法

調査項目	調査方法
振動レベル	「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735) に準拠して実施した。
交通量	大型車、中型車、小型貨物車、乗用車の 4 車種及び自動二輪車について、車線毎にカウンタによる人手観測により交通量を調査した。

ウ 現況把握の結果

a 既存資料調査

「第 3 章 地域の概況」の「交通の状況」(p3-30 参照) のとおりである。

b 現地調査

① 振動

振動の調査結果は、表 4-3-4 のとおりである。

事業予定地敷地境界(塀の内側)の振動レベルは、昼間が 31~36dB、夜間が 30 未満~34dB であり、すべての地点で特定工場等において発生する振動の規制基準値を下回っている。

表 4-3-4 敷地境界における振動の調査結果 (L₁₀)

(単位: dB)

調査地点	測定値		規制基準
	昼間 (7時~20時)	夜間 (20時~7時)	
①	31	30 未満	昼間: 65 夜間: 60
②	31	30	
③	31	30 未満	
④	36	34	
⑤	31	30 未満	

注: 1. 調査地点の番号は、図 4-2-1 (p4-93 参照) に対応している。

2. 振動レベルは、各時間区分における測定値 (L₁₀) の算術平均値を示す。

3. 規制基準は、「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和 52 年愛知県告示第 1047 号) に定める第 2 種区域(用途地域の定められていない地域)の規制基準を示す。

② 交通量

交通量の調査結果は、「4-1 大気質 交通量」(p4-62 参照) のとおりである。

イ 廃棄物運搬車両の走行

a 予測対象時期

施設の稼働と廃棄物の運搬が定常の状態に達した時期とした。

b 予測項目

廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動とした。

c 予測方法

① 予測地点

事業予定地周辺の主要な交通ルート沿いの1地点（一般国道366号：大府市横根地内）とした（図4-1-1（p4-54）参照）。

② 予測手法

a. 予測手順

振動の伝搬理論式（旧建設省土木研究所提案式）により、時間率振動レベル（ L_{10} ）の予測を行った。

廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測手順は、図4-3-5のとおりである。

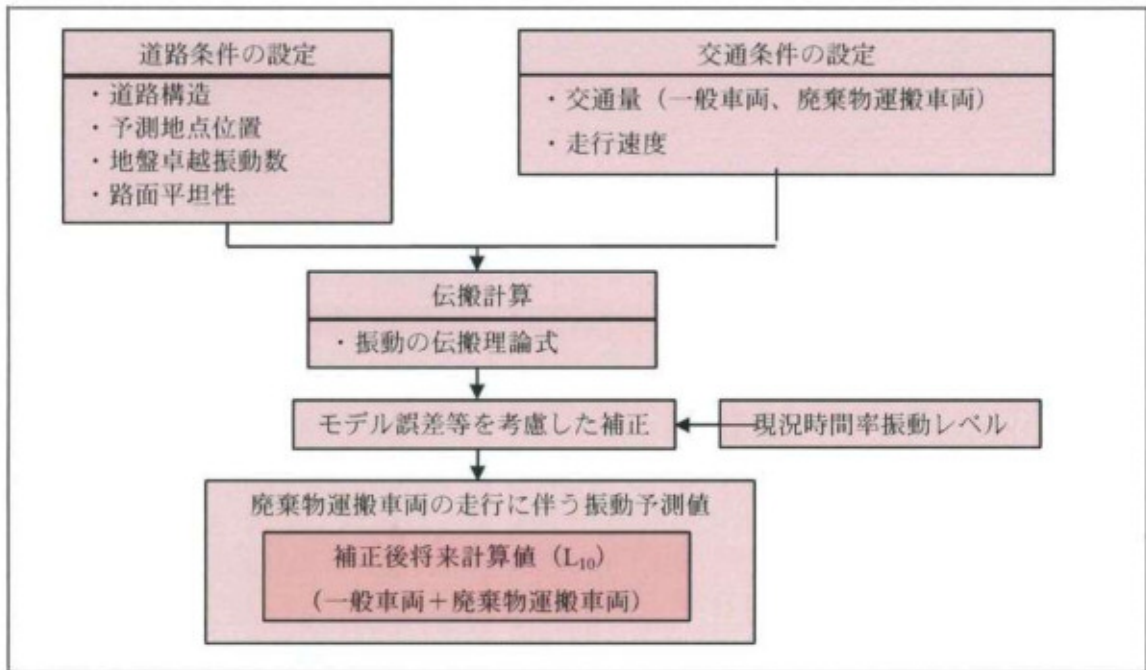


図 4-3-5 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測手順

b. 予測式

(a) 基本式

$$L_{10} = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_{\sigma} + \alpha_f + \alpha_s - \alpha_l$$

[記号]

- L_{10} : 振動レベルの80%レンジ上端値の予測値 (dB)
- Q^* : 500秒間の1車線あたり等価交通量 (台/500s/車線)
 $Q^* = 500/3600 \times 1/M \times (Q_1 + 13Q_2)$
 Q_1 : 小型車時間交通量 (台/h)
 Q_2 : 大型車時間交通量 (台/h)
- V : 平均走行速度 (km/h)
- M : 上下車線合計の車線数
- α_{σ} : 路面の平坦性による補正值 (dB) (= 5.0 : 文献値)
- α_f : 地盤卓越振動数による補正值 (dB) (= 18.1*)
- α_s : 道路構造による補正值 (平面道路 : 0dB)
- α_l : 距離減衰値 (dB)
- a, b, c, d : 定数 (a = 47, b = 12, c = 3.5, d = 27.3)

* 地盤卓越振動数による補正值は、「東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」(東部知多衛生組合、平成26年)における同予測地点の調査結果を引用した。

(b) 地域特性を考慮した計算値補正式

将来予測における道路条件や交通条件、モデル誤差等を考慮し、次式に示す式で計算値を補正する。

$$L'_{10} = L_{se} + (L_{gj} - L_{ge})$$

[記号]

- L'_{10} : 補正後将来計算値 (dB)
- L_{se} : 将来計算値 (dB)
- L_{gj} : 現況測定値 (dB)
- L_{ge} : 現況計算値 (dB)

c. 予測条件

予測に用いた車種別交通量及び走行速度は表4-3-8、予測地点の道路断面構造は図4-2-6のとおりである。

表4-3-8 予測に用いた車種別交通量及び走行速度

予測地点	走行速度 (km/h)	時間の区分	車種	交通量 (台)			
				現況	将来		
					一般車両	廃棄物運搬車両	合計
大府市 横根町 地内	50	昼間	小型車	6,338	6,338	0	6,338
			大型車	1,745	1,745	84	1,829
			合計	8,083	8,083	84	8,167

- 注：1. 走行速度は、規制速度である。
 2. 時間の区分の昼間は7～19時を示す。
 3. 交通量は、廃棄物運搬車両が通行する時間帯（7時～19時）の往復交通量を示す。一般車両には現状の廃棄物運搬車両を含む。小型車の交通量には、二輪車を含まない。
 4. 将来の一般交通量は、予測地点における現況交通量とした。また、予測地点を通行する廃棄物運搬車両は全体の約70%であるが、全台が通過するものとした。

d 予測結果

廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測結果は、表 4-3-9 のとおりである。

表 4-3-9 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の予測結果 (L₁₀)

(単位：dB)

予測地点	時間の区分	現況測定値 (一般車両) a	振動レベル予測結果			要請 限度	
			現況計算値 (一般車両)	将来計算値 (一般車両+ 廃棄物運搬 車両)	補正後 将来計算値 (一般車両+廃棄 物運搬車両) b		廃棄物 運搬車両 による増分 b-a
大府市横根町 地内	昼間	(42)	48	48	(42)	0	70

注：1. 時間の区分の昼間は7～19時を示す。

2. 現況測定値及び補正後将来計算値の欄は、「東部知多クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書」(東部知多衛生組合、平成26年)における同予測地点の調査結果を引用し、()を付して参考として示した。

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

a 影響の回避または低減

施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているか否かについて検討した。

b 生活環境の保全上の目標との整合性

環境影響の予測結果を踏まえて、環境保全に関する目標との整合性について検討した。

① 施設の稼働

施設の稼働に伴う振動の予測結果と表 4-3-9 に示す環境保全目標を比較することにより行った。環境保全目標は、「特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和 52 年愛知県告示第 1047 号）における第 2 種区域（用途地域の定められていない地域）の規制基準とした。

表 4-3-9 施設の稼働に伴う振動の環境保全目標

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	7 時～20 時	20 時～7 時
第 2 種区域 (用途地域の定められていない地域)	65	60

② 廃棄物運搬車両の走行

廃棄物運搬車両の走行による振動の予測結果と表 4-3-10 に示す環境保全目標を比較することにより行った。環境保全目標は、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度における第 2 種区域の要請限度とした。

表 4-3-10 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の環境保全目標

予測項目	時間の区分		道路交通振動の要請限度 (第 2 種区域)
	昼 間	8～19 時	
道路交通振動	昼 間	8～19 時	70dB

イ 影響の分析結果

a 施設の稼働

① 影響の回避または低減

施設の稼働に伴う振動の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・振動が発生する機器は強固な基礎の上に設置する。
- ・できる限り敷地境界までの距離をとり、距離による振動の減衰を図る。

これらの措置を講じることにより、施設の稼働に伴う振動の周辺環境へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

施設の稼働に伴う敷地境界における予測結果は昼間、夜間ともに最大で 55dB であり、特定工場等において発生する振動の規制基準値を下回っていることから、振動の環境保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

b 廃棄物運搬車両の走行

① 影響の回避または低減

廃棄物運搬車両の走行による振動の影響を低減するため、以下の環境保全措置を講じる。

- ・廃棄物の運搬に当たっては車両の平準化を図り、一定時間に集中しないように努める。
- ・車両の走行に当たっては、車両の適正な維持管理、規制速度の遵守等を行う。

これらの措置を講じることにより、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の周辺環境へ与える影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

② 生活環境の保全上の目標との整合性

廃棄物運搬車両の走行に伴う予測結果は、予測地点で道路交通振動の要請限度以下となっていることから、生活環境の保全に関する目標との整合性が図られているものと評価する。

区分	条	項	号	省令条文	対 応
産業廃棄物処理施設の技術上の基準	12条	1項	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物は建築基準法の耐震基準を満足する等、構造耐力上安全を確保しています。 燃焼室内壁は、耐火煉瓦で内張り、燃焼室温度に十分対応できる構造とします。
		1項	3号	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	排ガスによる腐食防止のため、焼却炉、廃熱ボイラについては耐火キャスタブルとしています。また煙道には防露対策の保温施工、集じん機には防露対策として底部ヒータを設置し、結露による腐食防止措置を講じています。
		1項	4号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 固形物ピット及び汚泥ピットは建屋内に設置し、飛散を防止します。廃酸、廃アルカリタンクはコンクリート床とし周りはコンクリート製の防液堤を、廃油の保管場所、廃油受槽はコンクリート床とし、周りはコンクリート製の防油堤を設置し流出を防止します。 焼却後に排出される燃え殻及びダスト類は、上部と側面3方を壁で囲った場所でコンテナにより保管し飛散を防止します。 ピットへ投入するプラットホームは二重シャッターとするとともに、ピット内の空気を誘引し、悪臭の発散を防止します。誘引したピット内の空気は、焼却炉の燃焼用空気として使用します。また、焼却炉停止時には、脱臭設備（活性炭吸着）で処理します。
		1項	5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 押込送風機等の騒音発生施設は原則として建屋内に収納します。屋外に設置する場合は、サイレンサーの設置等により騒音の発生を防止します。 蒸気タービン、ファン等の振動発生施設は、強固な土台に設置します。
		1項	6号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	ごみピット（固形物ピット、汚泥ピット）内の汚水は、ごみと共に炉内に供給します。施設から発生するプラント排水は、炉内に噴霧し、燃焼処理します。減温塔での噴霧水は完全蒸発しますので、施設からの放流水はありません。
		1項	7号	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に並び、十分な容量を有するものであること。	固形物は固形物ピット、汚泥は汚泥ピット、感染性産業廃棄物は空調設備を備えた感染性産業廃棄物自動倉庫、廃酸、廃アルカリは樹脂製タンク、廃油はドラム缶で保管します。ダスト類は、現在と同じように、アームロールによるコンテナ保管とし、コンテナが一杯になり次第搬出し、予備コンテナを設置する方式とします。各保管容量は、廃油を除き2.3日から13.7日の間で十分な保管容量を確保しています。廃油については、予定処理量が少ないため保管日数が少なくなっています。
		12条の2	5項		
4条1項	7号イ			法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあっては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。	固形物は、スクリー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィーダにより、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入します。炉底面の不燃物取出口から燃え殻、流動砂が排出されますが、不燃物取出口は不燃物と流動砂の混合物で満たされているため、外気と遮断されます。
4条1項	7号ロ			次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	
4条1項	7号ロ（3）			外気と遮断されたものであること。	固形物はスクリー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィーダにより、感染性産業廃棄物は投入シュートのダブルダンパにより、廃酸、廃アルカリ、廃油は噴霧ノズルによる炉内噴霧により、廃棄物を外気と遮断した状態で燃焼室に投入します。炉底面の不燃物取出口から燃え殻、流動砂が排出されますが、不燃物取出口は不燃物と流動砂の混合物で満たされているため、外気と遮断されます。
4条1項	7号ロ（4）			燃焼ガスの温度を速やかに（1）に掲げる温度 ^{（注）} 以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上とするため、起動バーナ、再燃バーナを設置しています。また、800℃以上を保つため、再燃バーナを設置しています。
4条1項	7号ロ（5）			（注）（1）に掲げる温度とは、800℃ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。	燃焼用空気は、押込送風機、二次送風機により供給します。送風量は、排ガスの酸素濃度、燃焼室温度により制御します。
4条1項	7号ハ			燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室の燃焼ガス温度を熱電対温度計で測定し、記録計により常時記録します。
4条1項	7号ニ			集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで温度を下げた後、水噴霧による減温塔により概ね摂氏200℃以下に冷却します。

	4条1項	7号ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん機の入口の煙道に、熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を測定し、記録計により常時記録します。	
	4条1項	7号ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	排ガス処理設備として、高度にばいじんを除去するバグフィルタを設置します。また、バグフィルタの前の煙道に消石灰を吹込み、硫酸酸化物及び塩化水素を中和します。さらに、バグフィルタの後段に触媒反応塔を設置し、ダイオキシン類を分解します。	
	4条1項	7号ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突の下部で排ガス中の一酸化炭素の濃度を測定し、記録計により常時記録します。	
	4条1項	7号チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶解設備を用いて溶解し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	焼却炉底部から排出される焼却灰（燃え殻）とバグフィルタで捕集したばいじんは分離して排出します。	
	4条1項	7号リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。		
	4条1項	7号リ(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ばいじんは、密閉式のダストコンベアでダストサイロに貯蔵し、混練機でキレート剤と混練し、湿った状態でコンテナにより保管します。 焼却灰（燃え殻）は、炉底から不燃物取出コンベアで移送し、密閉構造の振動篩及び磁選機により流動砂及び磁性物を分離後、コンテナにより保管します。 	
	4条1項	7号リ(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	ばいじんをキレート剤と混練するため、ダスト混練機を設置します。	
	5項	1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。		
		1号イ	燃焼ガスの温度が摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	焼却炉には、起動バーナ、再燃バーナを設置し、燃焼ガスの温度を摂氏 800℃以上とすることができる設備を付帯しています。また、燃焼計算書のとおり、燃焼ガスの温度は摂氏 800℃以上となります	
		1号ロ	燃焼ガスが、摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあっては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあっては、摂氏八百五十度））以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	燃焼計算書のとおり、燃焼ガスの温度は摂氏 800℃以上となります。また二次燃焼室（二次燃焼空気吹き込み口より上）では、燃焼ガスの滞留時間を約 8 秒と 2 秒以上を確保できる構造としています。	
		2号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。	廃油の保管場所には、床面をコンクリート床とするとともに、コンクリート製の廃油の流出防止堤を設置します。	
産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	12条の6	1項	1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れに際しては、契約書の性状分析結果やマニフェストを確認します。また、当該産業廃棄物の性状の目視確認及び計量を行い、種類及び量が当該施設の処理能力に見合ったものであることを確認します。 焼却する廃棄物への水銀の混入を防止するため、医療機関へ文書で水銀の混入防止を依頼するとともに、委託契約時に事業者にも水銀の混入防止を依頼します。
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	固形物、汚泥についてクレーンによる投入量を把握します。感染性産業廃棄物はダンパーの稼働回数から投入個数を把握することで投入量を把握します。廃酸、廃アルカリ、廃油については輸送ポンプの稼働時間から投入量を把握します。これらの投入量を記録し、数量を確認することにより、当該施設の処理能力以内で、廃棄物を投入します。	
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。	
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 施設を日常点検、週点検、月点検により定期的に点検します。また必要に応じて定期的に機能検査を実施します。 燃え殻及びばいじんについては、稼働時から半年間は、2月に1回の頻度で溶出試験を行います。 	

		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・廃棄物を搬入するプラットホームでは、プラットホームへの入口扉が閉まったことを確認した後、ごみピットの投入シャッターを開け、二重シャッターが同時に開くことが無いよう投入作業を行います。ごみの飛散を防止するとともに、ピットやプラットホームからの悪臭の発散を防止します。また、焼却炉の停止時には、ピット内の空気を脱臭装置（活性炭吸着）で処理し、悪臭の発散を防止します。 ・地震等により、廃棄物保管場所の浸水が予測される場合は、保管場所をシャッターで閉鎖する、保管用コンテナを浸水被害のない場所に移動させる等の措置をとります。また、これらの措置が迅速に行われるよう職員の研修を実施します。
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内の清掃を適宜実施し、清潔を保持します。また、蚊やハエの発生防止のため、薬剤を常備します。
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	機器の定期点検を実施し、機器の不具合を未然に防止することや、定期的に騒音及び振動測定を実施することにより、騒音及び振動による周囲の生活環境を保全します。
		8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却施設からの排水はありません。
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。
12条の7	第5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（次項に掲げるものを除く。）の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする	
	4条の5第1項	2号イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ピットの固形物は、破砕機により破砕し、一旦破砕ピットに貯留した後、クレーンによりごみを均一化するよう投入します。
	4条の5第1項	2号ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	固形物は、スクリュュー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィードにより、感染性産業廃棄物は投入シュートのダブルダンパにより、廃酸、廃アルカリ、廃油は噴霧ノズルによる炉内噴霧により、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入します。
	4条の5第1項	2号ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合には、この限りでない。	固形物は、破砕機で細かくし、燃焼し易い形状に前処理し、定量的にかつ連続的に投入することにより、焼却灰の熱しやく減量を10%以下となるよう焼却します。
12条の7	4条の5第1項	2号ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	起動バーナ及び再燃バーナにより、炉内温度を800℃以上に昇温した後、廃棄物を投入します。
	4条の5第1項	2号ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	再燃バーナで、燃焼室温度を高温に保ちながら、ごみを燃焼し尽くしたことを確認して運転を停止します。 なお、流動床式焼却炉のため、廃棄物は投入後、短時間で焼却されます。
	4条の5第1項	2号ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室に熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録計により常時記録します。
	4条の5第1項	2号チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合には、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで温度を下げた後、減温塔による水噴霧により、バグフィルタ入口で摂氏200℃以下に冷却します。
	4条の5第1項	2号リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルタ入口の燃焼ガス温度を熱電対温度計で連続的に測定し、記録計で常時記録します。
	4条の5第1項	2号ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	バグフィルタのろ布に付着するばいじんは、高圧空気の噴射により払落します。バグフィルタ、冷却設備に堆積したばいじんは、ダストコンベアで除去します。
	4条の5第1項	2号ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	排ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度を測定し、酸素濃度の変化に応じて、燃焼空気量を調整し、燃焼を安定させることで、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるよう燃焼管理し、焼却します。
	4条の5第1項	2号ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録計で常時記録します。
	4条の5第1項	2号ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度 ^(注) 以下となるようにごみを焼却すること。 (注) 0.1ng-TEQ/m ³ N	焼却炉の燃焼室温度を850℃以上、滞留時間約8秒とし燃焼管理を徹底します。燃焼排ガスは、廃熱ボイラ及び減温塔により摂氏200℃以下に急冷するとともに、バグフィルタの後段の触媒反応塔でダイオキシン類を分解しますが、これらの施設の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類濃度を0.1ng-TEQ/m ³ N以下となるようごみを焼却します。
	4条の5第1項	2号カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物を2月に1回測定し、記録します。
	4条の5第1項	2号ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスは燃焼管理を適切に行うとともに、バグフィルタ、触媒反応塔によりばい煙を処理し、維持管理計画値を遵守することで、生活環境保全上の支障が生じないようにします。 特に排ガス中の塩化水素濃度については、運転時の管理目標を100ppmに設定し、維持管理に万全を期します。また、排ガス中の水銀濃度の低減のため、医療機関へ文書で水銀の廃棄物への混入防止を依頼するとともに、委託契約時に事業者にも水銀の混入防止を依頼します。

	4条の5 第1項	2号タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当ありません。
	4条の5 第1項	2号レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	バグフィルタで捕集したばいじんは、焼却炉底部から排出される焼却灰（燃え殻）と分離して排出し、ダスト混練機によりキレート剤と混練し、コンテナで保管します。
	4条の5 第1項	2号ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんと液状のキレート樹脂は、2軸ロッドパドル式の混練機により均一に混合します。
	4条の5 第1項	2号フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器や消火設備を消防法の規定に従い整備します。
	第5項	1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、摂氏千百度（ただし、当該施設のうち、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物の焼却施設にあつては、摂氏八百五十度））以上に保つこと。	燃焼室温度が低下しないように再燃バーナを使用することにより、燃焼ガスの温度を摂氏 800℃以上に保ちます。
		3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油はドラム缶で保管し、保管場所は床面をコンクリート床とし、コンクリート製の廃油の流出防止堤を設け、廃油の地下浸透を防ぎます。廃油の流出防止堤は定期的に点検し、異常が認められた場合は、速やかに必要な措置を講じます。

区分	条	項	号	省令条文	対 応
一般廃棄物 処理施設の 技術上の基 準	4条	1項	1号	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物は建築基準法の耐震基準を満足する等、構造耐力上安全を確保しています。 燃焼室内壁は、耐火煉瓦で内張り、燃焼室温度に十分対応できる構造とします。
		1項	3号	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	排ガスによる腐食防止のため、焼却炉、廃熱ボイラについては耐火キヤスタブルとしています。また煙道には防露対策の保温施工、集じん機には防露対策として底部ヒータを設置し、結露による腐食防止措置を講じています。
		1項	4号	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ごみピット（固形物ピット及び汚泥ピット）は建屋内に設置し、飛散を防止します。焼却後に排出される燃え殻及びダスト類は、上部と側面3方を壁で囲った場所でコンテナにより保管し飛散を防止します。 ピットへ投入するプラットフォームは二重シャッターとするとともに、ピット内の空気を誘引し、悪臭の発散を防止します。誘引したピット内の空気は、焼却炉の燃焼用空気として使用します。また、焼却炉停止時には、脱臭設備（活性炭吸着）で処理します。
		1項	5号	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 押込送風機等の騒音発生施設は原則として建屋内に収納します。屋外に設置する場合は、サイレンサーの設置等により騒音の発生を防止します。 蒸気タービン、ファン等の振動発生施設は、強固な土台に設置します。
		1項	6号	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。	ごみピット（固形物ピット、汚泥ピット）はコンクリート製とし、ピット内の汚水は、ごみと共に炉内に供給します。施設から発生するプラント排水は、炉内に噴霧し、燃焼処理します。減温塔での噴霧水は完全蒸発しますので、施設からの放流水はありません。
		1項	7号イ	法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設（同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。）である焼却施設にあっては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。	固形物は、スクリー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィーダにより、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入します。炉底面の不燃物取出口から燃え殻、流動砂が排出されますが、不燃物取出口は不燃物と流動砂の混合物で満たされているため、外気と遮断されます。
		1項	7号ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	
		1項	7号ロ(1)	燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態でごみを焼却することができるものであること。	焼却炉には、起動バーナ、再燃バーナを設置し、燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上とすることができる設備を付帯しています。また、燃焼計算書のとおり、燃焼ガスの温度は摂氏800℃以上となります。
		1項	7号ロ(2)	燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	燃焼計算書のとおり、燃焼ガスの温度は摂氏800℃以上となります。また、二次燃焼室（二次燃焼空気吹き込み口より上）では、燃焼ガスの滞留時間を約8秒と2秒以上を確保できる構造としています。
		1項	7号ロ(3)	外気と遮断されたものであること。	固形物はスクリー式の給じん装置及びシールドダンパにより、汚泥は汚泥フィーダにより、廃棄物を外気と遮断した状態で燃焼室に投入します。また、炉底面の不燃物取出口から燃え殻、流動砂が排出されますが、不燃物取出口は不燃物と流動砂の混合物で満たされているため、外気と遮断されます。
		1項	7号ロ(4)	燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上とするため、起動バーナ、再燃バーナを設置しています。また、800℃以上を保つため、再燃バーナを設置しています。
		1項	7号ロ(5)	燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。	燃焼用空気は、押込送風機、二次送風機により供給します。送風量は、排ガスの酸素濃度、燃焼室温度により制御します。
		1項	7号ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃焼室の燃焼ガス温度を熱電対温度計で測定し、記録計により常時記録します。
		1項	7号ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガスは、廃熱ボイラで温度を下げた後、水噴霧による減温塔により概ね摂氏200℃以下に冷却します。
1項	7号ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（二のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん機の入口の煙道に、熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を測定し、記録計により常時記録します。		
1項	7号ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。	排ガス処理設備として、高度にばいじんを除去するバグフィルタを設置します。また、バグフィルタの前の煙道に消石灰を吹込み、硫酸化合物及び塩化水素を中和します。さらに、バグフィルタの後段に触媒反応塔を設置し、ダイオキシシン類を分解します。		

		1項	7号ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	煙突の下部で排ガス中の一酸化炭素の濃度を測定し、記録計により常時記録します。
		1項	7号チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	焼却炉底部から排出される焼却灰（燃え殻）とバグフィルタで捕集したばいじんは分離して排出します。
	4条		7号リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	
		1項	7号リ(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	・ばいじんは、密閉式のダストコンベアでダストサイロに貯蔵し、混練機でキレート剤と混練し、湿った状態でコンテナにより保管します。 ・焼却灰（燃え殻）は、炉底から不燃物取出コンベアで移送し、密閉構造の振動篩及び磁選機により流動砂及び磁性物を分離後、コンテナにより保管します。
		1項	7号リ(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	ばいじんをキレート剤と混練するため、ダスト混練機を設置します。
		1項	15号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	ごみビット（固形物ビット、汚泥ビット）内の汚水は、ごみと共に炉内に供給します。施設から発生するプラント排水は、炉内に噴霧し、燃焼処理します。減温塔での噴霧水は完全蒸発しますので、施設からの放流水はありません。
一般廃棄物 処理施設の 維持管理の 技術上の基 準	4条 の5	1項	1号	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	クレーンによるごみ等の投入量を把握し、記録することにより、当該施設の処理能力以内で、廃棄物を投入します。
		1項	2号イ	ビット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ビットの固形物は、破砕機により破砕し、一旦破砕ビットに貯留した後、クレーンによりごみを均一化するよう投入します。
		1項	2号ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	固形物は、スクリー式の給じん装置により、汚泥は汚泥フィーダにより、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に燃焼室に投入します。
		1項	2号ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	燃焼室温度が低下しないように再燃バーナを使用することにより、燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保ちます。
		1項	2号ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	固形物は、破砕機で細かくし、燃焼し易い形状に前処理し、定量的にかつ連続的に投入することにより、焼却灰の熱灼減量を10%以下となるよう焼却します。
		1項	2号ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	起動バーナ及び再燃バーナにより、炉内温度を800℃以上に昇温した後、廃棄物を投入します。
		1項	2号ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	再燃バーナで、燃焼室温度を高温に保ちながら、ごみを燃焼し尽くしたことを確認して運転を停止します。 なお、流動床式焼却炉のため、廃棄物は投入後、短時間で焼却されます。
		1項	2号ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室に熱電対温度計を設置し、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録計により常時記録します。
		1項	2号チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	燃焼ガスは、廢熱ボイラで温度を下げた後、減温塔による水噴霧により、バグフィルタ入口で摂氏200℃以下に冷却します。
		1項	2号リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルタ入口の燃焼ガス温度を熱電対温度計で連続的に測定し、記録計で常時記録します。
		1項	2号ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	バグフィルタのろ布に付着するばいじんは、高圧空気の噴射により払落します。 バグフィルタ、冷却設備に堆積したばいじんは、ダストコンベアで除去します。
		1項	2号ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	排ガス中の酸素濃度、一酸化炭素濃度を測定し、酸素濃度の変化に応じて、燃焼空気量を調整し、燃焼を安定させることで、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるよう燃焼管理し、焼却します。
		1項	2号ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録計で常時記録します。
				1項	2号ワ

1 項	2 号カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物を2月に1回測定し、記録します。
1 項	2 号ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・排ガスは燃焼管理を適切に行うとともに、バグフィルタ、触媒反応塔によりばい煙を処理し、維持管理計画値を遵守することで、生活環境保全上の支障が生じないようにします。 特に排ガス中の塩化水素濃度については、運転時の管理目標を100ppmに設定し、維持管理に万全を期します。また、排ガス中の水銀濃度の低減のため、一般廃棄物の展開時において水銀を含有するものを焼却廃棄物から除去します。
1 項	2 号タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当ありません。
1 項	2 号レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	バグフィルタで捕集したばいじんは、焼却炉底部から排出される焼却灰（燃え殻）と分離して排出し、ダスト混練機によりキレート剤と混練し、コンテナで保管します。
1 項	2 号ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんと液状のキレート樹脂は、2軸ロッドパドル式の混練機により均一に混合します。
1 項	2 号フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消火器や消火設備を消防法の規定に従い整備します。
1 項	10 号	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	プラットホームは二重シャッターを適切に稼働させ、ごみの飛散を防止するとともに、ピットやプラットホームからの悪臭の発散を防止します。また、焼却炉の停止時には、ピット内の空気を脱臭装置（活性炭吸着）で処理し、悪臭の発散を防止します。
1 項	11 号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	構内の清掃を適宜実施し、清潔を保持します。また、蚊やハエの発生防止のため、薬剤を常備します。
1 項	12 号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	機器の定期点検を実施し、機器の不具合を未然に防止することや、定期的に騒音及び振動測定を実施することにより、騒音及び振動による周囲の生活環境を保全します。
1 項	13 号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	焼却施設からの排水はありません。
1 項	14 号	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	・必要となる検査及び法定点検を適正に実施すると共に定期的に炉を停止し、各機器の点検整備を行います。 ・定期的にばい煙の測定を実施します。 ・燃え殻及びばいじんについては、稼働時から半年間は、2月に1回の頻度で溶出試験を行います。
1 項	16 号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。